

小中学校各行事及び水泳授業サポート事業に係る児童生徒等バス移送業務仕様書

- 業務番号 令和8年度 学校役第1号
- 業務名 小中学校各行事及び水泳授業サポート事業に係る児童生徒等バス移送業務
- 見積内容 小中学校における各行事、大会及び体育科水泳授業に係る児童生徒等のバスによる会場までの移送業務
□行事・大会：各小中学校～各会場
□水泳授業：各小中学校～長洲町室内温水プール
- 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで
- 業務内容
 - (1) 各行事、大会及び体育科水泳授業毎のバスの確保
 - (2) 車両1台につき、運転手1人の確保
 - (3) 上記で確保した人員の乗車予定の管理
 - (4) 運転業務
 - (5) バス内における衛生環境の整備 ※掃除用具は受注者が準備
 - (6) 事故対応
業務上発生した事故の対応(損害賠償責任の負担を含む。)
 - (7) バス故障時等の迅速な代行バスの手配
 - (8) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に基づき、車両の前面に児童生徒移送バスであることを示す表示を行うこと。
 - (9) その他本業務に関し、ここに示されていない軽微な事項については発注者の指示に従うものとする。
- 移送区間 別紙「年間学校行事等一覧」及び「小中学校水泳授業移送計画」
のとおり ※予定
- 特記事項
 - (1) 台風等災害時において、学校が臨時休業措置を行った場合及び大会が中止又は延期となった場合並びに学校外活動において児童生徒に危険が伴う天候の場合は、前日の正午(決まり次第早急に)までに連絡が取れた場合はキャンセル料を無料とすること。
 - (2) 道路運送法第3条に規定する一般旅客自動車運送事業のうち、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
 - (3) 受託者は、委託業務中に第三者に損害を与えたときは、受託者で加入する保険にてその損害すべての賠償を行うものとする。また、運転士に係る保険についても受託者において加入するものとする。
 - (4) 委託料の支払いは、運行実績に基いた精算払いとする。
 - (5) 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」については学校と行程の打合せを行い、高速道路の利用により時間短縮が見込める区間においては高速道路を利用すること。
- その他 委託料の内訳として、行事毎の金額も業務内訳書に記載すること。